

# 仕様書

## 1 件名

東京マラソンのプロパティにかかる商品化権、再許諾権、販売権等の許諾及び業務委託について

## 2 定義

本仕様書に置いて用いられる語句の定義は別紙1のとおりとする。

## 3 業務内容

本契約で定める許諾内容の範囲内で、本件プロパティを使用して商品化を行い、販売を行うこと。具体的な業務内容は以下のとおりとする。なお、受託者は東京マラソン財団の事前の承認を得ずに、これを第三者に再委託してはならない。

- 1) 商品企画開発・製造・管理業務
- 2) 販売店舗運営・管理業務
- 3) 東京マラソン財団が事前に書面により承諾した許諾地域内の第三者（以下「サブライセンサー」という。）との契約締結業務
- 4) サブライセンサーからのサブライセンス使用料徴収業務  
受託者が本契約に基づく商品化権をサブライセンサーに再許諾するにあたり、サブライセンサーに対し設定する本件プロパティの使用料（サブライセンス使用料）を決定し徴収すること。
- 5) ライセンス料の支払業務（詳細は項目8「ライセンス料の計算・支払方法等」参照）
- 6) 東京マラソン財団に対するサブライセンス使用料報告業務（詳細は項目10「ライセンス使用料に関する報告書」参照）
- 7) サブライセンス証紙発行業務
- 8) 消費者向け問合せ事務局運営・管理業務
- 9) 東京マラソン EC サイト運営業務
- 10) 上記1)～9)の他、別途東京マラソン財団及び受託者間で合意した業務

## 4 契約期間

契約締結日の翌日から2020年6月30日まで

## 5 履行場所

一般財団法人東京マラソン財団の指定する場所

## 6 東京マラソン財団による表明保証

本契約締結日の時点において、許諾地域における本件商標の登録状況は別紙2に記載の通りであり、東京マラソン財団は、本契約の有効期間中はかかる商標登録の有効性を自ら維持することを受託者に保証する。

## 7 権利許諾

1) 東京マラソン財団は、受託者に対して以下の権利（以下、①及び②を総称して「商品化権」といい、①から④を総称して「本権利」という。）を独占的に許諾する。

- ①本件商品を製造すること
- ②本件商品を許諾地域内で販売すること
- ③①及び②の権利をサブライセンサーに再許諾すること
- ④東京マラソン EC サイトを運営すること

2) 受託者は、本件商品を許諾地域外で製造する場合には、都度東京マラソン財団の書面による承諾を得るものとする。

3) 受託者は、1) 及び2) に基づき東京マラソン財団より許諾された権利の実施に関連して、項目3「業務内容」に記載の業務を行う。

4) 上記1)～3) に定める業務を除く、本件イベント、及び本件プロパティに関する業務（次に定める業務を含むが、この限りでない。）は、東京マラソン財団が行うものとする。

- ①有償または無償による、本件プロパティの使用受付及び承認業務
- ②本件プロパティのサブライセンス希望者向け事務局運営・管理業務

なお、上記2) ならびに3) については、必要に応じて別途両者間で協議の上、書面にて適宜詳細を定めるものとする。

## 8 ライセンス料の計算・支払方法等

1) 本権利の許諾の対価として、受託者は、東京マラソン財団に対し、各サブライセンシーから徴収したサブライセンス使用料の累計総額、及び東京マラソン EC サイトを運営することの許諾の対価（以下「看板料」という）の合計額（以下「ライセンス料」という）を支払うものとする。

2) 受託者は、ライセンス料を、本契約の有効期間中、6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日を基準日として、3ヶ月ごとに締め切り集計し、各締日の属する月の翌月末日までに、その全額を東京マラソン財団に納付することとする。

3) 本契約に基づく受託者から東京マラソン財団へのライセンス料の支払いは、サブライセンシーから受託者に対するサブライセンス使用料の支払いがなされることを条件とする。万一、サブライセンシーが本契約上記1) に記載の事態に陥った場合、受託者は当該サブライセンス使用料の回収を積極的に行うが、受託者は当該サブライセンス使用料の回収の保証及び支払いの肩代わりをするものではないことを、東京マラソン財団は予め了承するものとする。

## 9 振込費用について

受託者の東京マラソン財団に対するライセンス料の納付は、東京マラソン財団が別途指定する金融機関の預金口座への振込みによりこれを行う。振込みに要する費用は受託者の負担とする。

### 10 ライセンス使用料に関する報告書

1) 受託者は、9に基づきライセンス料を納付する都度、その支払対象期間におけるサブライセンス使用料及び看板料の集計結果を記載した報告書（以下「使用料レポート」という。）を作成し、これを当該支払対象期間の翌月15日までに東京マラソン財団に提出する。但し、当該支払対象期間の締め切り日が3月末日の場合には、同日までに使用料レポートを東京マラソン財団に提出するものとする。

2) 東京マラソン財団及びその代理人は、使用料レポートの正確性を吟味するため、受託者に事前に通知をした上で、受託者の帳簿を閲覧することができる。

### 11 広告宣伝及び本件プロパティの使用態様

1) 受託者（東京マラソン財団が事前に書面により承諾した第三者を含む）は、本件プロパティを本件商品の広告宣伝及び販売促進のために無償で使用することができるものとする。なお、インターネットを利用して広告宣伝及び販売促進を行う場合に関しては全世界でこれを行えるものとする。

2) 受託者は、本件イベントならびに本件プロパティのイメージ、名声を保護する重要性を十分に理解し、サブライセンシーによる本件プロパティの使用方法、商品化権の行使にかかる商品の製造方法、製造施設、原材料等の品質および表示に関する法令を遵守させなければな

らない。

- 3) 受託者は、サブライセンシーをして、商品化権の行使にかかる商品の製造物責任を負わせるものとし、品質クレーム等に関して、東京マラソン財団に一切の損害または負担をかけさせないものとする。
- 4) 万一、9、1)～3)に関連して問題が生じた場合は、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、東京マラソン財団に対して一切迷惑・損害を及ぼさないものとする。

## 1.2 第三者によるクレーム等への対応

東京マラソン財団は、許諾地域および別紙1項目7に基づき承認した国・地域において、受託者による本件プロパティの使用が第三者の特許権、意匠権、商標権等の産業財産権および著作権、ノウハウ等一切の知的財産権に抵触しないことを受託者に対し保証する。

万一、本件プロパティの使用に関して、第三者との間で上記知的財産権に起因する問題が生じた場合は、受託者の責めに帰す場合を除き、東京マラソン財団が自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、受託者およびサブライセンシーに対して一切迷惑・損害を及ぼさないものとする。

なお、上記問題が生じた場合、受託者は、東京マラソン財団による本件プロパティに関わる権利の保全に合理的な範囲において協力する。

## 1.3 契約の解除について

- 1) 東京マラソン財団または受託者は、いずれか一方が、下記各号の一つにでも該当した場合、相手方当事者は何ら催告なくして、直ちに本契約を解除できるものとする。この場合、当該相手方当事者は、損害賠償請求権の行使も併せてすることができるものとする。

- ①本契約に定める表明・保証事項に違背する事態に陥ったとき
- ②本契約に定める義務を守らないとき、または約定に違反し、相当期間を定めて書面による是正催告をするも改善されないとき
- ③手形または小切手を不渡りとしたり、銀行取引停止処分を受けたとき
- ④破産、民事再生、会社更生、または特別清算手続開始の申し立てを行ったり、申し立てを受けたとき、または解散したとき
- ⑤合併・営業の全部譲渡または廃業がなされたとき
- ⑥財産につき差押、仮差押、仮処分、競売または公売処分を受けたとき

- 2) 本件イベントの開催が、いずれの当事者の責にもよらない事由により、将来にわたり中止となった場合、本契約も同時に終了する。かかる場合、両当事者は当該早期終了の時点における債権債務の精算を速やかになすものとする。

## 1.4 契約終了後の効果

- 1) 本契約有効期間の満了その他事由の如何を問わず本契約が終了した場合、受託者（及びサブライセンシー）は、本件プロパティの使用及び東京マラソン EC サイトの運営を直ちに中止するものとする。

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、受託者は東京マラソン財団に対し契約終了の時点で未精算のライセンス料を速やかに報告し支払うものとする。また、本契約が期間満了または東京マラソン財団の責により終了する場合、前項の定めに関わらず、受託者は当該終了日より1年間に限り本件商品の販売、及び東京マラソン EC サイトの運営を継続することができる。

## 1.5 権利・義務の譲渡について

東京マラソン財団および受託者は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく権利もしくは義務、または本契約上の地位を、第三者に譲渡し、もしくは担保として提供し、または第三者に引き受けさせてはならない。

## 1 6 協議解決について

本契約に定めがない事項もしくは本契約に関連して疑義もしくは紛争の生じた事項については、東京マラソン財団および受託者は、信義誠実の原則に従い友好的に協議の上、円満解決を図る。

万一、協議が整わない場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

## 1 7 その他留意事項

- (1) 委託業務内容等に変更が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。
- (2) 本件業務の履行にあたり、受託者における業務体制表をあらかじめ委託者に提出すること。なお、業務の一部等を再委託する場合は、再委託先も含めた業務体制表(事業者名及び責任者)として提出すること。
- (3) 本件委託業務にて手配した物品等の数量に変更が生じた場合については、原則として本件契約単価を適用すること。
- (4) 委託制作物のうち、著作者人格権以外の著作権は当財団に帰属する。また、制作に当たり、第三者の著作権に抵触するものについては、受託者の費用と責任をもって適正に処理すること。
- (5) 本件受託業務を履行するにあたって知り得たすべての個人情報等については、関係法令を遵守するとともに受託者の責任において適切に管理すること。
- (6) 本件契約に関する情報(契約件名、契約相手方等)を東京マラソン財団 HP に掲載する可能性があることを承諾すること。
- (7) その他、本件仕様書に定めない事項及び不明な点は、委託者との協議のうえ、決定すること。

### ■ 問合せ・連絡先

一般財団法人東京マラソン財団 管理本部 契約担当 小坂  
電話：03-5500-6635  
Email:kosaka@tokyo42195.org

## 語句の定義について

本仕様書に置いて用いられる語句の定義は以下の通りとする。

- 1 「本件イベント」とは、契約期間内に開催される東京マラソン財団の主催にかかるイベント「東京マラソン」を意味する。
- 2 「本件商標」とは、本件イベントの名称または図形からなる、下記各号の商標を意味する。
  - ①登録番号 4952187 :  
日本国特許庁において平成 18 年 5 月 12 日に日本陸上競技連盟が登録し、本契約締結日において、東京マラソン財団への名義変更手続きが完了している、別紙 2 に記載の登録商標
  - ②登録番号 5826377 :  
日本国特許庁において平成 28 年 2 月 12 日に株式会社電通が登録し、本契約締結日において、東京マラソン財団への名義変更手続きが完了している、別紙 2 に記載の登録商標
  - ③登録番号 5984959 :  
日本国特許庁において平成 29 年 9 月 29 日に株式会社電通が登録し、本契約締結日において、東京マラソン財団への名義変更手続きが完了している、別紙 2 に記載の登録商標
  - ④登録番号 6000802 :  
日本国特許庁において平成 29 年 12 月 1 日に株式会社電通が登録し、本契約締結日において、東京マラソン財団への名義変更手続きが完了している、別紙 2 に記載の登録商標
- 3 「本件プロパティ」とは、「本件商標」および、本件イベントの告知、広告宣伝等に付随して使用される図形、図案、ロゴマーク等の、東京マラソン財団またはその関係者により創作される著作物（本契約期間中に、東京マラソン財団またはその関係者により創作される著作物を含む）を意味する。
- 4 「本件商品」とは、別紙 2 に記載する「本件商標」の指定商品で、かつ「本件プロパティ」を付したあらゆる商品をいう。
- 5 「オフィシャル商品」とは、受託者が自ら企画し、東京マラソン財団の承認を得てサブライセンシー（第 3 条にて定義）に製造、販売する権利を再許諾した商品をいう。
- 6 「東京マラソン EC サイト」とは、受託者が運営し、本件イベントにかかるオフィシャル商品等の販売等を行う EC サイトをいう。
- 7 「許諾地域」とは、日本国を意味する。

別紙2 本件商標

商標の態様	登録番号	登録日	類	指定商品
東京マラソン Tokyo Marathon	4952187	2016年 5月13日	25  26  28  41	<p>被服, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴</p> <p>漁網製作用杼, メリヤス機械用編針, 針類, 被服用はとめ, テープ, リボン, 編みレース生地, 刺しゅうレース生地, 房類, 組みひも, 編み棒, 裁縫箱, 裁縫用へら, 裁縫用指抜き, 針刺し, 針箱 (貴金属製のものを除く。), 腕止め, 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。), 衣服用バッジ (貴金属製のものを除く。), 衣服用バックル, 衣服用ブローチ, 帯留, ボンネットピン (貴金属製のものを除く。), ワッペン, 腕章, 頭飾品, ボタン類, 造花, つけあごひげ, つけ口ひげ, ヘアカーラー (電気式のものを除く。), 靴飾り (貴金属製のものを除く。), 靴はとめ, 靴ひも, 靴ひも代用金具</p> <p>スキーワックス, 遊園地用機械器具 (業務用テレビゲーム機を除く。), 愛玩動物用おもちゃ, おもちゃ, 人形, 囲碁用具, 歌がるた, 将棋用具, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, トランプ, 花札, マージャン用具, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 運動用具, 釣り具, 昆虫採集用具</p> <p>当せん金付証票の発売, 技芸・スポーツ又は知識の教授, 献体に関する情報の提供, 献体の手配, セミナーの企画・運営又は開催, 動物の調教, 植物の供覧, 動物の供覧, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 美術品の展示, 庭園の供覧, 洞窟の供覧, 書籍の制作, 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営, 映画の上映・制作又は配給, 演芸の上演, 演劇の演出又は上演, 音楽の演奏, 放送番組の制作, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作 (映画・放送番組・広告用のものを除く。), 放送番組の制作における演出, 映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作, スポーツの興行の企画・運営又は開催, 興行</p>

				<p>の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、競馬の企画・運営又は開催、競輪の企画・運営又は開催、競艇の企画・運営又は開催、小型自動車競走の企画・運営又は開催、音響用又は映像用のスタジオの提供、運動施設の提供、娯楽施設の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供、興行場の座席の手配、映画機械器具の貸与、映写フィルムの貸与、楽器の貸与、運動用具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、ラジオ受信機の貸与、図書の貸与、レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与、ネガフィルムの貸与、ポジフィルムの貸与、おもちゃの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与、書画の貸与、写真の撮影、通訳、翻訳、カメラの貸与、光学機械器具の貸与</p>
	5826377	2016年 2月12日	41	<p>スポーツの興行の企画・運営又は開催、ウォーキング・ジョギング又はランニングコースの提供、スポーツ施設の提供、運動施設の提供、運動用具の貸与、ランニングの振興を図るための興行の企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供、セミナーの企画・運営又は開催、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）</p>

<p>東京マラソン Tokyo Marathon</p>	<p>5984959</p>	<p>2017 年 9 月 29 日</p>	<p>3 5 9 10 11</p>	<p>化粧せっけん, 化粧水, 薫香, せっけん類, 化粧品, 香料, 薫料, つけづめ, つけまつ毛, 歯磨き ばんそうこう, ビタミン・カルシウム・ミネラルを主原料とする粉末状・粒状・錠剤状・チュアブル状・カプセル状・ブロック状の加工食品, サプリメント, スプレー式消炎剤, 薬剤, 医療用試験紙, 医療用油紙, 衛生マスク, オブラート, ガーゼ, カプセル, 眼帯, 耳帯, 生理帯, 生理用タンポン, 生理用ナプキン, 生理用パンティ, 脱脂綿, 包帯, 包帯液, 胸当てパッド, 綿棒, おむつ, おむつカバー, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品 携帯電話機用ストラップ, スマートフォン用のケース, 携帯電話機用ネックストラップ, 電池, 電気通信用機械器具, 電子応用機械器具及びその部品, 眼鏡, 運動用保護ヘルメット, カメラ, サングラス, レコード, インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル, インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, コンピュータハードウェアおよびコンピュータソフトウェア, 自然言語処理・計算言語学・情報検索・分析および機械学習などの要素を統合でき、一般の人間の質問を理解し、確信度に基づいた回答を系統立てて説明することができるコンピュータハードウェア, コンピュータおよびコンピュータプログラムとともに販売される教育マニュアルを記憶した媒体, 電子出版物, 家庭用テレビゲーム機用プログラム, 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, 写真機械器具, 電子複写機 自動体外式除細動器, 体外式除細動器(AED), 医療用機械器具, 医療用指サック, おしゃぶり, 氷まくら, 三角きん, 支持包帯, 手術用キャットガット, 吸い飲み, スポイト, 乳首, 氷のう, 氷のうつり, 哺乳用具, 魔法哺乳器, 避妊用具, 人工鼓膜用材料, 補綴充てん用材料(歯科用のものを除く。), 睡眠用耳栓, 防音用耳栓, 業務</p>
----------------------------------	----------------	------------------------	------------------------------------	--



				<p>用美容マッサージ器，家庭用電気マッサージ器，医療用手袋，しびん，病人用差込み便器，耳かき</p> <p>スポットライト，便所ユニット，浴室ユニット，化学製品製造用乾燥装置，化学製品製造用換熱器，化学製品製造用蒸煮装置，化学製品製造用蒸発装置，化学製品製造用蒸留装置，化学製品製造用熱交換器，化学繊維製造用乾燥機，牛乳殺菌機，製パン機，ベニヤ製造用乾燥機，工業用炉，原子炉，収穫物乾燥機，飼料乾燥装置，ボイラー</p> <p>（動力機械部品・機関用のものを除く。），暖冷房装置，冷凍機械器具，業務用衣類乾燥機，タオル蒸し器，美容院用頭髮乾燥機，美容院用頭髮蒸し器，理髪店用洗髪台，業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機，業務用食器消毒器，水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓，汚水浄化槽，し尿処理槽，ごみ焼却炉，太陽熱利用温水器，浄水装置，電球類及び照明用器具，家庭用電熱用品類，水道蛇口用座金，水道蛇口用ワッシャー，ガス湯沸かし器，加熱器，調理台，流し台，家庭用浄水器，あんどん，ちょうちん，ガスランプ，石油ランプ，ほや，あんか，懐炉，懐炉灰，湯たんぽ，家庭用汚水浄化槽，家庭用し尿処理槽，洗浄機能付き便座，洗面所用消毒剤ディスプレイペーパー，便器，和式便器用椅子，浴槽類，ストーブ類（電気式のものを除く。）</p> <p>車いす，自動車並びにその部品及び附属品，二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品，人力車，牽引車，荷役用索道，陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。），陸上の乗物用の機械要素，落下傘，乗物用盗難警報器，陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。），船舶並びにその部品及び附属品，航空機並びにその部品及び附属品，鉄道車両並びにその部品及び附属品，そり，手押し車，荷車，馬車，リヤカー，タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片，乳母車</p> <p>革製キーホルダー，金属製キーホルダー，宝石箱，カラビナ付キーチェーン，キーホルダー，メダルハンガー，記念カップ，記念たて，被服に装着し夜間</p>
		12		
		14		
		16		
		18		
		20		
		21		

				<p>の安全確保及び警告目的で使用される発光式クリップ、カフスポタン、身飾品、時計、ピンバッジ、貴金属製缶バッジ、貴金属、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、貴金属製靴飾り</p> <p>紙製包装用容器、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、ネームカード用ネクストラップ、ステッカー、ペン、クリアファイル、ポスター、文房具類、写真、写真立て、印刷物、アルバム、紙類、応援ボード（紙製看板）、事務用又は家庭用ののり及び接着剤、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、荷札、印刷したくじ（「おもちゃ」を除く。）、書画</p> <p>かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、愛玩動物用被服</p> <p>クッション、座布団、まくら、マットレス、木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器、プラスチック製ネームプレート、紙製ネームプレート、木製ネームプレート、うちわ、扇子、家具、プラスチック製包装用容器、額縁、ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）</p> <p>箸、マグカップ、グラス、ステンレス製水筒、ガラス製又は陶磁製の包装用容器、台所用品（「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。）、軍手、家事用手袋、デンタルフロス、化粧用具、清掃用具及び洗濯用具、ガラス製包装用容器、陶磁製包装用容器、ガラス製栓、食器類、水筒、アイスボックス、氷冷蔵庫、化学物質を充てんした保温保冷具</p> <p>ターポリン、織物用化学繊維、布製包装用容器、天幕、ハンモック、布団袋、わら製包装用容器、登山用又はキャンプ用のテント</p> <p>糸</p> <p>織物、てぬぐい、ハンカチ、ふろしき、マフラータオル、フェイスタオル、ハンドタオル、フード付きタオル、タオル、布製身の回り品、ふきん、ペナント、タペストリー、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴ</p>
		22		
		23		
		24		
		29		
		30		
		31		

		<p>32</p> <p>35</p>	<p>ム引防水布, ビニルクロス, ラバークロス, レザークロス, ろ過布, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナプキン, シャワーカーテン, のぼり及び旗 (紙製のものを除く。), 織物製トイレットシートカバー, 織物製椅子カバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳, 遺体覆い, 経かたびら, 紅白幕, 黒白幕, ビリヤードクロス</p> <p>加工野菜及び加工果実, 食用油脂, 乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類 (生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物, 豆, 食用たんぱく</p> <p>クッキー, 人形焼, せんべい, ドロップ, 菓子, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, 茶, コーヒー, ココア, ぶどう糖, 調味料, 香辛料, 穀物の加工品, 即席菓子のもと, パスタソース, 米, 食用粉類, アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, ホイップクリーム用安定剤, 食品香料 (精油のものを除く。), 氷, アイスクリームのもと, シャーベットのものと, コーヒー豆, ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 食用酒かす, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用グルテン</p> <p>野菜, 果実, 種子類, 生花の花輪, 釣り用餌, ホップ, 食用魚介類 (生きているものに限る。), 海藻類, 糖料作物, 麦芽, あわ, きび, ごま, そば, とうもろこし, ひえ, 麦, 粳米, もろこし, 飼料もみ用たんぱく, 飼料, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽, 獣類・魚類 (食用のものを除く。), 鳥類及び昆虫類 (生きているものに限る。), 蚕種, 種繭, 種卵, 漆の実, 未加工のコルク, やしの葉</p> <p>ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, 乳清飲料, ビール製造用ホップエキス</p> <p>広告業, インターネット上の会員制サ</p>
--	--	---------------------	--

				イトにおける事業の管理又は運営，ボランティアからなる会員制クラブの管理及び運営，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，コンピュータデータベースへの情報編集，コンピュータデータベースの管理，文書又は磁気テープのファイリング，タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与，経営コンサルティング，事業の開発，自然言語処理・計算言語学・情報検索・分析および機械学習などの要素を統合でき、一般の人間の質問を理解し、確信度に基づいた回答を系統立てて説明することができるコンピュータのために行う広告，電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作，事業のデータ分析，データ処理に関する事務処理の代行，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，おむつの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に
			36	
			38	
			39	
			40	

			<p>42 対する便益の提供, 茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>43</p> <p>44 チャリティ基金の運用及び管理, 慈善及び人道のための資金の募集及び提供, 預金の受入れ(債券の発行により代える場合を含む。)及び定期積金の受入れ, 資金の貸付け及び手形の割引, 内国為替取引, 債務の保証及び手形の引受け, 有価証券の貸付け, 金銭債権の取得及び譲渡, 有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり, 両替, 金融先物取引の受託, 金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け, 債券の募集の受託, 外国為替取引, 信用状に関する業務, 信用購入あっせん, 生命保険契約の締結の媒介, 生命保険の引受け, 損害保険契約の締結の代理, 損害保険に係る損害の査定, 損害保険の引受け, 保険料率の算出</p> <p>45 電気通信(「放送」を除く。), 放送, 報道をする者に対するニュースの供給, 電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与</p>
--	--	--	---

			<p>         鉄道による輸送，車両による輸送，道路情報の提供，航空機による輸送，水の供給，企画旅行の実施，自動車の運転の代行，船舶による輸送，貨物のこん包，貨物の輸送の媒介，貨物の積卸し，引越の代行，船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介，船舶の引揚げ，水先案内，寄託を受けた物品の倉庫における保管，他人の携帯品の一時預かり，配達物の一時預かり，ガスの供給，電気の供給，熱の供給，倉庫の提供，駐車場の提供，有料道路の提供，係留施設の提供，飛行場の提供，駐車場の管理，荷役機械器具の貸与，自動車の貸与，船舶の貸与，自転車の貸与，航空機の貸与，機械式駐車装置の貸与，包装用機械器具の貸与，家庭用冷凍庫の貸与，家庭用冷凍冷蔵庫の貸与，車椅子の貸与，信書の送達，旅行者の案内，旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ，航空機用エンジンの貸与，冷凍機械器具の貸与，ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与       </p> <p>         布地・被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。），裁縫，ししゅう，印刷デザインの考案（広告に関するものを除く。），電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法などに関する紹介及び説明，コンピュータシステムの設計・作成又は保守に関する助言，コンピュータによる技術データの分析，自然言語処理、計算言語学、情報検索、分析および機械学習などの要素を統合でき、一般の人間の質問を理解し、確信度に基づいた回答を系統立てて説明することができるコンピュータによる情報処理、データ分析および応答、サーバーその他の電子計算機及び電子計算機用プログラムの試験・検査・研究，コンピュータソフトウェアのインストール、更新および保守，他者のためのコンピュータプログラミング，コンピュータシステムの分析，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，機械器具に関する試験または       </p>
--	--	--	---

			<p>研究，電子計算機を用いて行うデータ処理，物理的な場所をエンドユーザーが知る必要のない演算機能・ソフトウェア・データアクセスの提供、およびコンピュータの記憶領域の貸与ならびにそれら役務を提供する電子計算機システムの環境設定、ソフトウェアの一時的使用、コンピュータプログラムの提供、コンピュータのホスティング</p> <p>宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、宿泊施設の提供、会議室の貸与、展示施設の貸与</p> <p>美容、理容、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、はり、医療情報の提供、健康診断、医療用機械器具の貸与</p> <p>施設の警備、身辺の警備、ファッション情報の提供、婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供</p>
	6000802	2017年 12月1日	5984959 と同様